

公立大学法人名古屋市立大学の中期目標期間の 中間点における総括実施要領

平成 21 年 2 月 3 日
名古屋市公立大学法人評価委員会決定

本実施要領は、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の中間点における総括（以下「中間総括」という。）について必要な事項を定める。

1 趣旨

名古屋市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、地方独立行政法人法に基づき、これまで平成 18・19 年両年度における業務の実績に関する評価を行い、法人が平成 23 年度までの中期目標を達成するための中期計画を着実に実行してきた過程を確認してきた。

しかしながら、平成 23 年度までの中期目標期間は、平成 20 年度末の時点においてもなお 3 年を残しており、全体としてこの間の中期目標・計画の進捗状況や成果を確認するとともに、残された重要課題を改めて認識することは、法人にとって不可欠となっている。このことを踏まえ、当評価委員会独自の制度として中間総括を実施し、これにより法人が中期目標・計画を達成し、質的量的発展を確実なものにすることを期したい。

そのため、評価委員会は、法人に対し中期目標期間の上半期終了時における中期目標・計画の進捗状況や成果、残された重要課題を確認するために重点的な自己点検を行うことを要請し、評価委員会が当該自己点検結果に対する確認を行い、これをもって中間総括としたい。

なお、中間総括においてもし必要があれば、中期目標・計画の見直しについても当評価委員会として言及することとする。また、中間総括の結果については、必要に応じ次期中期目標・計画への反映を名古屋市及び法人に要請することとする。

2 実施方法

(1) 法人における自己点検

中間総括にあたっては、参考資料として平成 20 年度業務実績報告書を用いることとする。したがって、業務実績報告書には、中期目標期間の上半期終了時における法人の自己点検結果をわかりやすく記述するものとする。

あわせて、中間総括にかかる進捗状況報告書を作成し、当該自己点検結果（中期目標期間の上半期における中期目標・計画の進捗状況や成果、未達成課題）を記述する。

なお、進捗状況報告書への記述は、大項目ごとに整理し、客観的根拠を明示するものとする。

(2) 評価委員会における法人の自己点検の確認と意見の表明

法人の作成した業務実績報告書及び進捗状況報告書に基づき、法人における自己点検結果を確認し、意見を述べる。

また、中期目標・計画策定時から状況が変化しており、中期目標・計画の見直しなどを行う必要があると認めるときは、所要の意見を述べる。